

ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する輸出規制の見直しの件

全日本爬虫類皮革産業協同組合

ワシントン条約(正式名称:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)は1975年に発効し、現在175か国が締約国となっており、日本も1980年に締約国となっており、ワシントン条約に関わる輸出入に関しては、現在は、外国為替および外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく輸出入取引の規制が実施されております。

現在の規制の下では、海外からの旅行者が日本の百貨店や専門店などで、ワシントン条約対象品目、例えば、ワニ革のバッグを買おうとしても、販売店では輸出承認書が発給できないため、経済産業省に輸出承認書の発給を申請する必要があるため、輸出承認書の発給には通常3日間程度かかるため、ほとんどの旅行者は購入を断念せざるを得ませんでした。

一方で、EU諸国、アメリカ、香港などでは、2004年のワシントン条約締約国会議で決議13.7にて明確化された、手回り品及び家財についての特例(条約第7条3項)を採用して、旅行者の便宜を図っております。このため、我が国でもこの特例を採用すべく議論を重ねてきました。その結果、近々、我が国でも本特例が施行される予定となりました。

今回、本特例が施行されると、一時的に入国して出国する者(海外から日本に渡航してくる旅行者等)及び一時的に出国して入国する者(日本から海外に渡航する旅行者等)がワシントン条約対象種を使用した製品等を輸出入する場合については、一定の範囲内において外為法上の承認が不要となります。

ただし、実施にあたっては、次のことに留意しなければなりません。

1. 本特例の対象は、決議13.7でもワシントン条約附属書IIに属する製品に限られています。
2. ワニ革製品の一部には付属書Iであるものの附属書II扱いとなっているものがありますが(例えばシャムワニ)、これは本特例の対象外となります。このため、ワニ革の製品については、付属書IIであることを明確にするために、原産国・種目・附属書IIであること・それを証明するメーカー名(販売者名)を記したカード・ラベル等を製品につけることとなりました。(標準的なフォーマットは添付を参照してください。)
3. 手回り品及び家財と偽った商業目的のための輸出を阻止するため、本特例が適用される製品の数量は、その種ごとに原則として4つまでに制限されます。(爬虫類関係の製品は4つまでですが、他の附属書IIの種については例外がありますので、経済産業省にご確認ください。)

以上